

第1章 はじめに ～インドの現在～

第1 インドに関する基礎情報（本調査に関連する事項）

1 国家情報

インド（英語名は「Republic of India」）の基礎情報は、日本語では、まず外務省のホームページで確認できる。

★インド基礎データ（外務省ホームページ）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html#section1>

以下、本調査に関わる、法規制の実態に関する事項を説明する。

（1）政治体制について

インドの政治体制は「共和制」と説明されているが、共和制とは「世襲による君主制ではない」ことを意味する概念であり、より重要と思われるのは、①インドの共和制は「**民主的共和制**（インドは民主主義国家）」であること、また、②インドは多数の州と連邦直轄領が結合して形成されている「**連邦共和制**」であること（インド憲法1条「India shall be a Union of States」）、である。

① 民主的共和制（民主主義国家であること）

インドでは、インド憲法に基づき、連邦の議会議員選挙と州の議会議員選挙とが定期的実施されており、政党制度のもとで選挙結果に基づき政権が樹立される。また、憲法上、三権分立が採用されており、また司法権に違憲立法審査権も認められている、立憲民主主義国家でもある。

このように、インドが民主主義国家であるということは、日本と同様に、法治主義、そして法の支配の基本的原理が採用されているということである。

したがって、ビジネス法制に関しても、ある日突然にルールが変わる、時の権力者の一方的判断で権利が侵害されるという事態は基本的に想定されないと言える。

本調査において、インド進出を果たした日本の経営者からも、インドは民主主義国家であるという意味で、（アジアの数国に比べ）最悪のリスクは低いと評価した、との見解をよく耳にした。

② 連邦共和制（連邦にも各州にも立法権が認められていること）

本報告書作成時点において、インドは29の州（State）と7つの連邦直轄領から形成されている。

そして、インド憲法上、立法権は、国家としての連邦の議会（Parliament）にも、各州の州議会（Legislature）にも認められている。

具体的には、連邦と州の議会が制定する法律の所管について、

- ・ ユニオンリスト（連邦だけに立法権）
- ・ ステイトリスト（州だけに立法権）

- ・ コンカレントリスト (Concurrent List) (どちらも並行して立法できる) において、それぞれ詳細に規定されている (246条及び別表7)。
例えば、ビジネスにおいても常に問題となる労働関係の事項は「コンカレントリスト」に記載されている (22から24など)。

したがって、インドにおいては、ビジネス法制を検討するに際しても、連邦法、のみならず、州法も念頭に置く必要があるということになる。

なお、上記のように、州だけに立法権がある事項がある点に関し、日本では、国会が唯一の立法機関であり (日本国憲法41条)、地方議会は法律の範囲内で条例を制定できるに過ぎない (同94条) とされていることと大きく異なるが、ただ、インドでも、州法と連邦法と内容が矛盾する場合は州法は効力を認められないとされており (インド憲法251条)、「コンカレントリスト」について州法は連邦法の内容と相反する立法をすることはできない点は、日本の制度と類似している。

(2) 言語について

憲法上、連邦の公用語とされているのはヒンディー語だけであるが (342条(1))、実態としては、英語も公用語として使用されている。英語は、憲法上はインド独立後の時限的な公用語と規定されているが (343条(2))、そのまま使用が継続されているということのようである。

インド政府、各省庁、裁判所などの公的機関のホームページも、(報告者が確認してきた限り) それぞれ英語で作成されたページが全て存在し、法規制の情報もインターネットにより英語で取得できる。

★インド政府ホームページ (英語)

<https://india.gov.in>

ただ、本調査のヒアリングにおいて、各州レベルでの法規制が英語で確認できない、という認識は頻りに耳にしたところであった。州レベルでの法規制について、英語による情報提供がされていないのか、そもそも情報提供自体されていないものもあるのか、確定的な判明には至っていない。

しかし、この点、インド憲法には法規範の「信頼できる原本 (authoritative text)」に関する規定があり、連邦か州かを問わず、全ての法案、法律、憲法及び法律のもとで制定される全ての命令・規則・規制・内規は、全て英語で作成されることが原則とされ (348条(1)(b))、州に関して、州議会が立法等に英語以外の言語を使用すると定めた場合でも、英語の翻訳は作成されることになっている (348条(3))。

したがって、かかる規定を前提とすれば、連邦、のみならず各州についても、すべての法規範は英語で作成されているはずであり、英語版を入手することが可能 (州が適時の情報提供をしていれば)、ということになる。

2 日本との関係

(1) 日本企業の進出状況

インド進出日系企業の数について、在インド日本大使館及びジェトロが毎年10月に一斉調査を実施している。同大使館に直接お話を伺ったところによれば、インド各地の日本商工会・日本人会にも協力を得て行われ、またそれらの会員でない企業・駐在員にも在留届等の情報に基づき大使館が直接所在確認をすることによって、実態を正確に把握した結果になっているものと考えられる。

2018年10月時点でのインド進出日系企業数は、1441社である。

この10年間で一貫して増加しており、2006年の267社から約5倍になっている。拠点数合計は5102である。

★インド進出日系企業リスト2018（在インド日本大使館のホームページ）
https://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/2018_co_list_jp.pdf

(2) 在留邦人数

他方、外務省が公表している直近のデータによれば、**2018年10月1日時点でのインドの在留邦人数は9838人である**（外務省「海外在留邦人調査統計」（令和元年要約版））。国別では、23位である。

他の東アジア、東南アジア諸国と比較すると、カンボジアの3934人（29位）、ミャンマーの2776人（34位）などよりは多数であるが、中国の12万0076人（2位）を筆頭に、タイが約8万人、そこにシンガポール・マレーシア・ベトナムと続き、インドネシア・フィリピンでもそれぞれ約2万人と、各国が軒並み1万人を超えている状況で、インドの規模を考えると、相対的にも日本人（日本企業）の進出はまだ進んでいないといえる。

第2 インドの近時の動向（本調査に関連する事項について）

※【別紙ブログ記事1「モディ政権が満3年。その印象的・大喜利的スローガンの数々」もご参照下さい】

1 Ease of Doing Business Rank（ビジネスのしやすさランク）

（1）10のテーマによるランキング

Ease of Doing Business Rankとは、189か国の加盟国が共同で運営する組織である「世界銀行」が毎年発表しているプロジェクトで、以下の10のテーマによる評価で「ビジネスのしやすさ」のランク付けをするものである。

（10のテーマ）

- ① スターティング・ビジネス（手続、時間、費用、最低資本金など）
- ② 建設許可の扱い（手続、時間、費用など）
- ③ 電気の供給（手続、時間、費用など）
- ④ 土地の登記（商業不動産の登記手続、時間、費用）
- ⑤ 資金調達環境
- ⑥ 投資家保護（開示制度、取締役の責任、株主訴訟のし易さ）
- ⑦ 税の支払い（支払うべき税金の数、還付手続に費やす時間、税額）
- ⑧ 貿易（書類の数、手続、費用）
- ⑨ 契約の履行強制（債務支払を強制する手続、時間、費用）
- ⑩ 破綻処理（破産手続にかかる時間、費用、回収率）

インド政府は、かねてより、このランキングで早期にベスト50位入りすることを目標に掲げている。

（2）2016年度のランキング

インドの2016年度のランクは、190ヶ国中で130位で、前年度から、わずかに1ランクの上昇であった。

- ① かかるランキングの発表の直後（2016年10月）、インドの産業政策促進局（Department of Industrial Policy and Promotion:DIPP）の局長が新聞のインタビューに応じ、順位について失望を示すとともに、今後の課題として、以下の政策を早期に実現する必要を指摘した。
 - i 破産法を12月までに導入すること。
 - ii GST（Good and Service Tax）を早期に導入すること。
 - iii Paperless Court（紙を使わず電子的に手続を行う裁判所）の実現。
 - iv 売買証書と不動産登記を結合させること。
 - v 古めかしい労働法は外国投資家から主要な投資の障壁であると指摘されてきており、労働法制の改革も必要。

★新聞記事 2016年10月26日 (The Economic Times)

<http://economictimes.indiatimes.com/opinion/interviews/bankruptcy-code-gst-will-improve-indias-ease-of-doing-business-ranking-next-year-ramesh-abhishek/articleshow/55059086.cms>

- ② また、同年12月20日には、ジャイトリー財務大臣が開いた会議で、ベスト50位入りを目指し、その鍵となる8項目の方策を打ち立てた。(8項目について①のi乃至vに続く通しの番号を付す。)

- vi スターティングビジネスの評価改善の見地から電子受付窓口を統合する。
- vii 同様の観点から会社設立の手続の数も所要日数も「4」にする。
- viii 税還付の申請窓口を一つにし、従業員積立基金等もオンラインで支払えるようにする。
- ix 破産法が会社法審判所により導入されること。
- x 「資金調達環境」の改善。
- xi 「契約の履行強制」の172位という低調なランクを改善すべく、特に商事裁判所において、電子的な申立て、招集、支払いを実現する(「E-Court」)。
- xii 「建築許可」に関し、許可の数を8つに減らし、日数も60日以内とする。

(3) 2017年度のランキング

インドの2017年度のランクは、約190ヶ国中で100位で、前年度から一転、一気に30ランクの上昇を果たした。

★Ease of Doing Business in India (インドのランキング)

<http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/india/>

※なお、言語について、中文はあるが残念ながら日本語のページはない。

★新聞記事 2017年11月1日 (The Economic Times)

Reform booster: India breaks into top 100 in World Bank ease of doing business rankings

https://economictimes.indiatimes.com/news/economy/indicators/reform-booster-india-breaks-into-top-100-in-world-bank-ease-of-doing-business-rankings/articleshow/61376612.cms?utm_source=contentofinterest&utm_medium=text&utm_campaign=cppst

- ① このようなランキングのジャンプアップに関し、2016年度において課題とされていた前述のi乃至xiiについて実現状況を確認すると、状況が確定的に判明するものだけでも以下の点が指摘できる。

- i 破産法を(2016年)12月までに導入すること。
→ 実際に、2016年12月に施行された。
- ii GST (Good and Service Tax) を早期に導入すること。
→ 実際に、2017年7月に導入された。

- vi スターティングビジネスの評価改善の見地から電子受付窓口を統合する。
 - 会社の設立時に必要な手続きが、一つのインターネット上の書式でまとめて申請できるようになった。また、電子書式の費用は無料となった。
- vii 同様の観点から会社設立の手続の数も所要日数も「4」にする。
 - 現在、インド企業省のホームページによれば、会社設立はオンライン申請で所要日数は「ゼロ」とされている。
- viii 税還付の申請窓口を一つにし、従業員積立基金等もオンラインで支払えるようにする。
 - 従業員積立基金のオンライン支払いは実現している。

② 以上のように、2016年のランクが低調だったことを踏まえて掲げられていた改善点について、その多くが早期に実現されたことが、2017年度のランクアップに着実に寄与しているともと考えられ、インドにおいてビジネス環境の整備がスピード感をもって実際に実現されていることがわかる。

なお、インドの順位が最も高いテーマは「protecting minority investors(少数株主保護)」で、世界全体の第4位である。

2 Union Budget (国家予算)

(1) 概説 (インドにおける Budget (予算) の意義)

2016年、2017年とも、2月1日に、事前の予告どおり、恒例のインド予算案の発表が行われた。

インドの予算案は、財務的な数値のみならず、次年度の国家の政策重点項目、そして具体的な政策案が詳細に説明されることになっている。

一般人にとっても、自らの税金がどう遣われるのか、また国の改善がどう行われていくのか、わかりやすく理解出来る機会として、年に一度の国民の重大関心事になっているようである。

また、近年、インドにおいて、外国投資の促進は継続的な国家課題とされており、次年度にどのような制度改革が実現に移されると公式に発表されるかという観点からも、注目度が高い。

翌日2日の新聞各紙は、予算に関する記事だけでほぼ全記事が構成され、また、大手会計事務所などは予算案の発表から程ないタイミング(2月中旬)で「予算案セミナー」を開催しており、多数の在インド日本企業関係者もこれに参加して情報取得に努めているようである。

この予算案も、財務省のホームページで2月1日から公開されている。内容を概観する場合に参照すべきページは以下のとおりである(なお、これらはいずれも2017年2月1日発表の予算案に関するものである。)

① Key to Budget Documents

提出された文書がそれぞれどのような性質のものなのかの説明。予算の提出がインド憲法及び関係法令に基づく政府の義務であることが理解できる。

★インド財務省ホームページ

nic.in/ub2017-18/keybud/keybud2017.pdf

- ② ジャイトリー財務大臣のスピーチ原稿
予算案の提出にあたって財務大臣が行う内容説明のスピーチの原稿文。
今回のジャイトリー財務大臣の演説は約 110 分に及んだ。
★インド財務省ホームページ
<http://indiabudget.nic.in/ub2017-18/bs/bs.pdf>
- ③ Budget Highlights (Key Features)
当該予算の主な特徴を 15 頁にコンパクトにまとめたもの。
★インド財務省ホームページ
<http://indiabudget.nic.in/ub2017-18/bh/bh1.pdf>

(2) 2016 年度の改革

- ① 概説
2017 年 2 月発表の予算案においては、その特徴の説明の前段階に、以下の 3 点が「昨年の革新的改革 (TRANSFORMATIONAL REFORMS IN LAST YEAR)」として掲げられていた。
- 1, GST 導入のための憲法改正案が承認され、導入へ進展
(Passage of the Constitution Amendment Bill for GST and the progress for its introduction)
 - 2, 高額紙幣の廃貨
(Demonetisation of high denomination bank notes)
 - 3, 破産倒産法の施行
(Enactment of the Insolvency and Bankruptcy Code)
- これらは、直近及び今後、インドにおける企業活動、生活にも大きな影響を与える（与えた）ものであり、以下に簡潔に説明しておく。
- ② GST
GST とは「GOODS AND SERVICES TAX」の略称で、その名のとおり、物品の販売・サービスの提供に対して課される間接税である。日本でいうと消費税に相当する。
インドは連邦共和制国家として中央政府にも州にも課税権があり、また州を跨いだ取引にも課される税金があるなど、税制は複雑で、インドビジネスの困難という税務問題が真っ先に挙げられてきた。
そこで、インド国内の GOODS と SERVICES に課せられる間接税の税率、手続等を統一することとした制度が、GST である。州をまたいで物品が転々と譲渡された場合等にも二重課税がなされないよう、中央と州での税の徴収の調整等も図られている。

このような利点から、永く導入が待ち望まれていた制度であったが、発案から既に長期間が経過していたところ、2016年に法律制定のために必要な憲法改正手続きがようやく完了したのであった。

そしてその後は、あとは物品やサービス毎の具体的な税率を決め、法案の承認がされれば施行という段階に入り、当初予定されていた2017年4月1日の施行こそ承認手続きの遅れで流れたものの、同年7月1日、施行をみたものである。

※【別紙ブログ記事2～4「インド史上最大の間接税対策：GSTは7月1日から本当に導入されます」「GSTにおける「仕入税額控除」等もご参照下さい】

③ 高額紙幣の廃貨

これは、2016年、インドで最も物議を醸した問題だと思われる。

同年11月8日夜、モディ首相が、高額紙幣である500ルピー及び1000ルピーが今晚（数時間後の8日24時）をもって法定通貨ではなくなると宣言し、これらの紙幣は、一定期間内に、新しく発行される紙幣（新500札及び新2000札）に交換するか、銀行口座に預けなければ、文字どおり紙屑になることとなった。

これは突然の宣言であったが、超法規措置というわけではなく、あくまで法律の執行ではあった。すなわち、1934年インド準備銀行法（Reserve Bank of India Act, 1934）という銀行券に関する法律の「中央政府は官報で告知することによってどのような銀行券についてもその告知の日から廃貨となることを宣言することができる」旨の規定を根拠とする措置であった（26条(2)）。

その目的は、モディ首相が演説で詳細に説明していたが、一言で言うと「To break the grip of corruption and black money」とのことで、汚職により蓄えられた申告できない手元現金を無効化すること、及びパキスタンとの紛争等が続く状況下で製造されている偽造紙幣の一扫であった。

（なお、直後の具体的な混乱状況については後述する。）

★在インド日本大使館ホームページ：平成28年11月9日「新紙幣発行に係る情報について（お知らせ）」

<http://www.in.emb-japan.go.jp/files/000202075.pdf>

④ 破産倒産法の施行

2016年5月、2016年破産・倒産法（The Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）が制定された。また、その後時間を要したものの、同年12月1日によりやく施行された（但し全体ではなく、会社についての手続のみ）。

これまでインドには体系化された倒産処理の法律がなく、前述の「Ease of Doing Business Rank」においても「破綻処理」の順位は低調であった。本法の施行により、外国企業にとっても、インド国内のビジネス活動で債権を取得することのリスクが予想しやすくなるとともに、銀行の不良債権の処理が促進されて銀行貸出金利の低下にもつながることが期待されている。

同法の内容は、債務者にも債権者にも申立てが認められ、破産管財人が選任されて、債権者集会で処理が決定される、という基本的な流れは日本の破産法と同様であるが、債権者集会で議決権を有するのは金融債権者だけである等、様々な違いもある（詳しくは後述する）。

また、最大の特徴は、手続が開始されると、直ちに清算に入るのではなく、債務者資産の価値最大化のために「期間制限のあるやり方で (in a time bound manner)」、日本法では会社更生法に相当する手続が進められることになっている点である。債務者の再建案は、原則として手続の開始から180日以内に検討し決定されなければならない。(なお、破産倒産法については別途詳述する。)

(3) 2017年度予算案の内容

- ① 前述のとおり、インドの予算案では次年度の国家の政策重点項目、そして具体的な政策案が明らかにされるが、2017年2月に発表された中で、外国企業の活動に直接影響を与えると考えられる政策としては、以下の2点があった。

- i これまで、外国企業がインド進出する際に必要となる承認の申請先であった外国投資促進委員会 (Foreign Investment Promotion Board:FIPB) を次年度中に廃止すること。

従来、外国企業がインドに進出するには、その事業分野によって「自動承認ルート」と「政府認可ルート」があり、「自動承認ルート」であれば中央銀行であるインド準備銀行への事後的な届出のみで自動的に投資が認可されることになるが、業種や出資比率によっては、事前にFIPBから個別認可を取得する必要があった。これについて、同年の予算案で廃止が発表されたのである。

この廃止の背景としては、インド政府の外国投資促進政策の継続で、既に外国投資の90%以上が「自動承認ルート」で取り扱われることになってきたことと、「政府認可ルート」の場合でも実際に認可の検討をするのは対象事業分野を所掌する省庁であり、FIPBはその前さばきの役割をしているのが実態であったので、取扱件数の減少に伴い、同委員会は役割を終えたと判断されたようである(新聞報道)。

なお、2017年から新たに始まった「政府認可ルート」の手続等については後述する。

- ii 労働関係法制を合理化し、①賃金、②労使関係、③社会保障と福利厚生、④安全と労働条件、以上の4つの法律に集約させること。

これは、直接には「労働者の権利保護」に位置付けられている改革であるが、現状、労働関係法制が複雑多岐にわたっていることは事実であり、連邦法だけでも、インドの労働雇用省 (MINISTRY OF LABOUR & EMPLOYMENT) のホームページでは現在40の法律名が挙げられている。これらを目的毎に集約することは、管理の簡素化の観点からしても、外国企業にも歓迎すべき改革だと思われる。

しかしながら、報告者が複数のインド弁護士から聞いたところによれば、労働法制の集約については実は以前から論じられてはいたもので、にもかかわらず具体的な進展はないままだったとのことであり、実際の導入がいつになるかは不透明とのことであった。

そして、1年後の2018年3月時点で、「労働関係法制の合理化」は実現されておらず、また、同年2月発表の2018年度予算案では、言及自体されなくなっていた。

- ② 2017年度予算案全体の大要は、(1)③の「Budget Highlights」に簡潔にまとまっており、以下には、そのうちの「計画と優先事項」について、英訳を記しておく。

近時の、インド政府の政策重点項目が、以下の点にあるということである。

「計画と優先事項」

Agenda for 2017-18 is : “Transform, Energise and Clean India” - TEC India

(2017-18の課題は、「インドの変革、活性化、浄化」)

～それぞれの頭文字をとり、「TEC India」と称する～

TEC India seeks to

(TEC インディアは、以下のことを達成するよう目指します)

Transform the quality of governance and quality of life of our people;

(統治の質およびインドの人々の生活の質の転換)

Energise various sections of society, especially the youth and the vulnerable, and enable them to unleash their true potential; and

(社会の様々な層に、特に若者と弱い立場の者たちに活力を与え、彼らが可能性を発揮できるようにする)

Clean the country from the evils of corruption, black money and non-transparent political funding

(汚職、ブラックマネー、不透明な政治資金をインドから一掃する)

Ten distinct themes to foster this broad agenda:

(以上の広範な課題に取り組むための、明確な10のテーマ)

1, **Farmers** : committed to double the income in 5 years;

(農民：5年以内に収入を2倍にする。)

2, **Rural Population** : providing employment & basic infrastructure;

(農村人口：雇用と基本的な生活基盤を提供する。)

3, **Youth** : energising them through education, skills and jobs;

(若者：教育、技能習得、仕事を通じてその活動を促進する。)

4, **The Poor and the Underprivileged** : strengthening the systems of social security, health care and affordable housing;

(貧者、恵まれない人々：社会保障制度、医療、手の届く価格の住宅の提供を強化する。)

5, **Infrastructure**: for efficiency, productivity and quality of life;

(インフラ(生活上の基礎となる設備)：より良く、生産的な、質のいい暮らしのために。)

6, **Financial Sector** : growth & stability by stronger institutions;

(金融部門：より強力な機関による成長と安定。)

7, **Digital Economy** : for speed, accountability and transparency;

(デジタル経済(※キャッシュレス)：スピード、説明責任、透明性。)

8, **Public Service** : effective governance and efficient service delivery through people' s participation;

(公共サービス：住民参加を通じた実効性ある管理と効果的なサービス。)

9, **Prudent Fiscal Management**: to ensure optimal deployment of resources and preserve fiscal stability;

(堅実な財政運営：資源の最適な分配と財政の安定を確保するために。)

10, **Tax Administration**: honouring the honest.

(税務管理：正直を評価する。)

(4) 2018年度予算案の内容

2018年度の予算案は、前年度より一層、国内の農業政策や貧困対策に重点を置いたものとなり（これは、来年に国政選挙を控えているためと評されている）、前年度のFIPBの廃止のような、外国投資促進に関わる政策は、ほぼ見当たらなかった。（むしろ、関税率は数年ぶりに引き上げられた。）

2018年度の予算案の具体的内容は、以下のブログ記事を参照されたい。

※【別紙ブログ記事5「2018年度インドユニオンバジェット（国家予算）～骨太理解とジャイトリー財務大臣の演説インデックス」もご参照下さい】

3 紛争解決制度改革の動向 ～日本で開催されたインド最高裁長官講演より

(1) 概説

2016年5月、特許庁と日本貿易振興機構（ジェトロ）の共催で、日本で「インド司法制度・知財訴訟セミナー」が開催された。

インド最高裁長官をはじめとする3名の最高裁裁判官とインド法務長官が来日し、「最近の裁判所改革（商事部門・商事裁判所）」「インド法制度の特徴」「インド仲裁手続」「インド司法制度の概要と知的財産法」のテーマで講演が行われた。報告者は同年5月20日に広島で参加した。

（なお、余談になるが、インドでは小学校の授業で第二次世界大戦について教える際に広島・長崎への原爆投下についても触れるそうで、報告者がインド滞在中に交流したインド人の中でも広島を訪れてみたいと言う方は多く、このセミナーが広島で開催されたのもインド裁判官の希望によるようであった。）

詳細は第2章で取り扱うが、裁判の現状や、近時新たに設立された会社法に関する紛争処理機関である会社法審判所（National Company Law Tribunal:NCLT）など、近時の改革の要旨について、インド最高裁裁判官自らが強調していた内容を、以下に記しておく。

(2) 講演の要点

- ・ 裁判官は1日に20～150件の訴訟について審理を行っている。裁判官は正義を求めてたゆまぬ努力をしている。
- ・ ただ、バックログ（未処理事件）が多いことは事実。これは、インドの人口が多いこと、裁判官が不足していることに原因がある。

- ・ 知的財産の事件について迅速な判断が必要であることは裁判所も認識している。最高裁は最近の判決の中で、知財関係案件は1日で処理されるべきであり、通常は提訴の日から4か月以内に終局判決がなされるべきだと判示した。
- ・ 仲裁法が2015年に改正された。仲裁廷は12か月以内に審判を下さなければならない旨の規定が追加された。遅延した場合、仲裁人の報酬は減額されるようになった。
- ・ 2015年に、商事裁判所並びに高等裁判所の商事専門部及び商事控訴部に関する法律が議会を通過した。特定の価額の商事紛争を裁定するため、商事裁判所、高等裁判所の商事専門部門及び商事控訴部を設置する。商事紛争のうちには知的財産に関係する紛争も含まれる。
- ・ 2016年破産倒産法が議会を通過したことは、歴史的な経済改革である。これはインドでのビジネスチャンスを追い求める外国の債権者と投資家にとって、特に関心を引きつけるものになるだろう。同法の法案は、支払不能の解決に要する期間を1年以内に短縮することを目指すものである。
- ・ 2016年5月13日、インドにおける知的財産の今後の道筋を示す、知的財産権に関する新ポリシーが政府によって承認された。インドでの商標登録に要する期間は、2017年までにわずか1か月となる。

第3 インドの生活状況、直面した法的問題等（報告者の経験等から）

1 概説

報告者がインドに滞在したのは2016年7月から2018年3月までであるが、この間、前半はマハラシュトラ州のムンバイ、後半はハリヤナ州のグルグラム（デリー一首都圏の一部。ただ、現在でも実際には「グルガオン」と呼ばれている）をそれぞれ拠点としつつ、インド国内で日本企業が多く進出している各都市を訪問してきた。

2年弱の短い期間ではあるが、日本とは異なる制度、慣習に驚き、また実際に困難を生じたことも少なくない。

そこで、報告者自身が直面した問題について、主に法的な側面から、インドの現在を知る一端として、以下に簡潔に報告しておく。

2 廃貨（demonetization）への対応

（1）新紙幣への交換

前記第2の2（2）③で触れたとおり、2016年11月8日夜のモディ首相の宣言により高額紙幣が無効になったため、手持ち紙幣を新紙幣に交換する必要が生じた。交換は1日準備期間をおいて10日から銀行の窓口で受け付けるとのことであった。

10日の午前9時頃に外出したところ、どの銀行にも既に100人以上とみられる行列ができていた。また、インドでは、日本の夏の時期である7月から8月は雨期でほぼ連日雨であったが、雨期が終わると秋になるのではなく、再び7月以前の暑い状態に戻る（セカンドサマーと呼ばれている）。報告者は当時、アーメダバードという都市に滞在していたが、この日も11月ではあるが35℃を超える暑さであった。

（2）ルールの即日変更

政府の決定によれば、無効になった紙幣の交換は12月末まで受け付けられるとのもので、且つ、1日に交換できる紙幣は4000ルピーという上限が設けられていた。報告者は、この暑さの中で長時間並びながら、わずか4000しか交換できないのは合理的ではないと思い、交換時期はしばらく様子を見ることとした。

ところが、これもインドに特徴的なことだと今になると思うところであるが、8日に示された旧紙幣の交換条件は、その後刻々と変更されていった。例えば、結婚式の資金を用意できないという要望（批判）がでると、その目的のためには数万ルピーの預金引出も認める、といったように、一面では柔軟な対応がなされていたが、他方では、新紙幣への交換の上限は、一旦4500に増額されたかと思うと、すぐに2000に引き下げられたりもした。

そして、11月24日、旧紙幣と新紙幣との交換は、本日をもって、受付を終了するとの発表がなされた。理由としては、交換ができなくても預金口座へ入金することは受け付けるので旧紙幣は無駄にならない、とのことのようであった。

① 報告者は、この時点で既に、在留邦人が直面する法的問題として住居賃貸借における賃貸人とのトラブル（賃貸人が修繕対応をしてくれない等）をよく耳にしていたので、本契約書についても賃借人の権利義務を中心に精査した。ただ結果としては、予想よりも過度に賃貸人に有利な内容にはなっておらず、修繕等に関する賃借人の請求権も明確に規定されていた。

ただ、責任の分担に関し、例えば物件に係る税金の負担は賃貸人だが、契約後に新たに賦課されるものがあるれば賃借人負担とする、という規定が存在するなど、賃借人に不利（それも合理的理由なく）と思われる条項は、やはりさりげなく盛り込まれていることも確認できた。

このように、少なくとも、有利不利の観点で契約書を事前に精査することは必要であると思われ、且つ、それはインド法に精通しているインド弁護士でなくても可能ではあると感じられた。

② 契約条項に、現地法に従ってと記載されている箇所がいくつかあり、州法として賃貸借契約を規律する法律があることがわかった（本件については、Maharashtra Rent Control Act, 1999）。

例えば、同法には、賃借人が期間満了後も荷物を撤去せず占有を継続する場合は、明渡しまで賃料額の2倍の額を支払う責任がある、との条文が存在した。このような、法律レベルでは日本では設けられていない規定が本件にも適用されることになるわけで、現地法を知らなければ、契約書を読んだだけではかかる効果を想定することはできないということである。

したがって、賃貸借契約を締結する場合でも、その契約の法律効果の全貌を把握しようと思えば、当然のことではあるが、適用される現地の法律を確認する必要があるし、また、条文解釈に疑義がある場合にはインド弁護士の確認を求めることが必要になる、ということも、改めて実感された。

（3）賃貸借期間（Societyの問題）

上記のように賃貸借契約書の検討は済んだものの、本件では最終的に賃貸借期間について賃貸人と合意することができず、契約締結に至らなかった。

すなわち、賃貸人からの提示は12か月であったところ、報告者は他の都市への移住の可能性を考慮して期間の短縮を求めたのであるが、「Society」は11か月未満の賃貸借契約を認めない、との理由で、どうしても短縮はできないとのことであった。賃貸人も仲介業者も同じ認識であった。

この「Society」の実態について、確定的な把握はできなかったが（前述のMaharashtra Rent Control Actにおいても「Society」という用語そのものは規定されておらず、「local authority」との用語はあるものの多義的に用いられている）、しかし、その後に様々なインド人に確認したところでも「Society」の規範としての賃貸借期間制限は、インド国内の様々な地域で存在するようであった。

4 牛肉の所持

（1）概説

報告者は、ムンバイ（マハラシュトラ州）では、牛肉を持っているだけで処罰され得ると、滞在開始直後に在留邦人の方々に教えていただいた。「異国で仕事思うように進まない中で、食べ慣れたものを口にできないのは辛いこと」という話もしばしば耳にしたところであった。

そして、「処罰される」というのはどういうことなのか、念のため認識しておきたい、との話も聞くことが多かったため、報告者は、禁止の根拠法である1976年マハラシュトラ動物保護法（The Maharashtra Animal Preservation Act, 1976）の内容を確認した。

なお、インドで牛肉に関する規制があるのはマハラシュトラ州だけではなく、むしろインドの29の州のうちで牛肉の消費・Cow（雌牛・乳牛）の食肉処理が許されているのが、わずか8州だけという状況にある（本報告書作成時点で）。

（2）マハラシュトラ動物保護法の概要（在留邦人の活動に関係すると思われるもの）

- ① この法律は、もともとは生きた牛の「食肉処理」を禁止する法律であったが、2015年の改正により、食肉処理された「flesh(肉)」の「所持」についても原則的に禁じられ（5C条）、特にマハラシュトラ州の外で食肉処理された「flesh(肉)」の所持は、一律に禁じられるに至ったものである（5D条）。
- ② 違反に対する罰則は、1年以下の懲役、または2000ルピー以下の罰金とされている（9条。併科も可能）。
- ③ その他、特徴的（日本の制度にはない規定）と考えられたのは、同法違反で立件される場合に、立証責任が被告人側に課されていること（9B条）、更に、保釈が認められない（non-bailable）とされている（10条）ということである。

これらは、本法違反に重い責任を認める意思の表れと考えられるが、近代憲法の普遍的価値である適正手続の観点からは極めて疑問のある規定であるとも評し得る。現実問題としては、他の法令についても、刑事罰についてはこのような規定が存在し得るといふ認識を有しておくべきであると思われる。

※【別紙ブログ記事6乃至8「インドで牛を食べること①（マハラシュトラ動物保護法）」「ついに始まった中央政府の規制」等もご参照下さい】

5 遊興施設（ダンスバー）

報告者は、2016年12月、マハラシュトラ州で、女性をダンサーとして働かせていた無許可営業のダンスバーに警察が立ち入り、9人の従業員と9人の客が逮捕されたとの新聞報道に接した。

これも州法であるが、マハラシュトラ州では「ホテル・レストラン・バーにおけるみだらなダンスの禁止と女性の尊厳の保護」を目的とした法律が制定されており（The Maharashtra Prohibition of Obscene Dance in Hotels, Restaurants and Bar Rooms and Protection of Dignity of Women (working therein) Act, 2016）、女性をダンサーとする営業には、許可制が採られている。

「異国で仕事思うように進まない中で、日本にあるような遊興施設がないのは辛いこと」という話もしばしば耳にしたところであるが、インドにはダンスバーという、女性がダンスを提供する形態の店舗があり、ただそれは許可制で、無許可営業の店舗では客も逮捕され得る、ということは、認識しておく必要があると言える。

なお、報告者も、上記新聞報道の少し前に、インド人事業家に「ダンスバー」に誘われて店まで行ったが、日本の感覚で非常に怪しい（隠れて営業している様子）と感じたため、入店を控えたということがあった。

※【別紙ブログ記事9「インドのダンスバーとはどのような場所か～（法規制の内容と現場の実態と）」もご参照下さい】

6 マッサージ店（いわゆる性風俗店）

報告者は、グルガオンに滞在中の2017年12月、在留邦人もよく行く中華料理店が入っているショッピングモールのマッサージ店が、性的サービスを提供した容疑で摘発され、店長及び従業員の女性らが逮捕されたとの報道に接した。

これを機に、実態としては、日本人の中にも同店を訪れたことがある者がおり、且つ、同店では「日本式」と称するサービスも提供されていたという情報にも接したため、報告者は、インドにおける性風俗店の適法性及び客が逮捕され得るかについて、調査を行った。

その結果、インドにも、いわゆる売春その他性資源の経済的利用について規制する法律があり（The Immoral Traffic(Prevention) Act, 1956）、公共の場所付近での関わりや、サービスの提供者が18歳未満であった場合など、一定の要件のもとでは客にも罰則の適用があることが判明した。

（なお、この件について、万が一摘発された場合の、「インドならではの」とも言える実践的な対応まで言及した下記のブログ記事は現地において最も反響があったもののうちのひとつである。）

※【別紙ブログ記事10「インドにおける性風俗～客となることは犯罪か？（性的マッサージ店の摘発事例から）」もご参照下さい】

7 デモによる日常生活への影響

（1）チェンナイにおける伝統行事実施をめぐる騒動

2018年1月、報告者が、多数の日本企業が進出している都市の一つであるタミル・ナドゥ州のチェンナイを訪問したところ、大型ショッピングモールを含め、店舗が軒並み開店していなかった。事前に情報を把握しておらず非常に驚き、ガードマン等に理由を聞いたところ、「禁止されてしまったJallikattu（牛追い祭り）の実施を求めるデモ活動に州の多くの者が参加しており、そのようなデモ活動への支援の意思を示すため、営業を取り止めている」とのことであった。

報告者も実際に現場に行き確認したが、市街地に隣接するビーチでは数万人単位の人々がデモ活動を行っていた。老若男女いずれもが熱心に活動しており、何人かに話を伺ったりもしたが、それらは、Jallikattuという伝統行事についての思いは勿論、中央政府に対するタミル・ナドゥ州民としてのプライド、そして北と南の対立といった状況を感じさせる内容であった。

(2) 本騒動により接したインドの法制度等

- ① 本騒動により被った報告者の困難は、予想外に店舗が閉まっていたため、携帯電話契約の更新ができずその日の通信に支障を来したこと、及び電車も運休し車も全くつかまらない状況であったため同じくその日の移動に支障を来した、という程度であったが、かかる騒動をめぐる州の対応（立法活動等）は、インドの法制度の一端を知るよい機会にもなった。
- ② まず、Jallikattu（牛追い祭り）とは、暴れ牛を素手で制御することを競う南インドの伝統的なスポーツ（ゲーム）であるが、時に刃物を使ったり目潰しに唐辛子を投げたりすることもあるようで、2014年に最高裁が、連邦法の1960年動物への残酷行為防止法（The Prevention of Cruelty to Animals Act, 1960）に反するとしてこれを禁止していた。本騒動は、Jallikattuの通年の実施時期になり、この実施を可能とする措置を講じるよう、民衆が州（タミル・ナドゥ州）に求め、大規模なデモ活動に至ったというものであった。
- ③ 州政府は、かかる民衆の声に応え、間近に迫る実施予定日に間に合わせるべく早急な対応として、Jallikattuの実施を認めるOrdinance（一時的な命令）を公布した。これは憲法上、各州の知事に、州議会の閉会中などに迅速に発令する権限を認めたものである（憲法213条(1)）。
- ④ もっとも、既に指摘したとおり（第1の1(1)②）、コンカレントリストの分野の立法が連邦法と州法で矛盾する場合、州法に効力は認められないのであるが、同じく憲法上、連邦の首相が承認すれば当該州に適用される限りにおいて矛盾する州法も有効になるという規定があり（憲法254条(2)）、今回、タミル・ナドゥ州は連邦の承認も取り付けて、有効な一時的命令（及びその後議会招集した上での正規の立法）を制定した、ということのようであった。
- ⑤ 以上の次第であり、今般、州政府が行ったことは、最高裁がJallikattuを違反と判断した根拠となる法律を空文化し、新たな根拠法令を設けたものと理解でき、理屈としては法違反の状態を解消したということかと思われた。

しかし、最高裁は上記の禁止を命じた判決で、Jallikattuを「inherently cruel（本質的に残酷）」と判示しているとのことで、且つ、これはまた別に驚くべきことなのであるが、最高裁はインド憲法の人権規定である、生命及び個人の自由の保護（第21条「Protection of life and personal liberty」）が、人間だけでなく、動物（every species）にも適用されると認めて、上記の禁止の判断としたとのことであった。

したがって、このような最高裁の判決内容を前提にすると、残酷さ・憲法の人権問題として、Jallikattuの実施が再度訴訟で争われた場合、今回の州の立法自体が違憲無効とされる可能性が大いに認められることは、極めて自明と考えられるのであり、今回のOrdinance（一時的な命令）はそのような状況認識の中で、それでも制定に踏み切られたものと思われるのである。

（なお、このOrdinanceという法形式は連邦法においても存在し、法施行後に問題状況が生じれば迅速に法の修正で対応するという傾向があるインドにおいては、かなり活用もされており、報告者のインド滞在中も、破産法や商事裁判所法など、多

くの法律が、(報告者個人としてはそこまで急ぐ必要があるかとの疑問を感じる中で、) Ordinance によって改正されたのを目の当たりにしていた。)

本報告書の関係で報告者が言いたいことは、今回見聞きした一連の騒動は、インドにおける民衆のパワー、民衆の意思に対する行政の配慮、見切り発車的に政策を始める公権力の姿勢、というような、それまで本調査による日本企業からのヒアリングで耳にしていた事柄が、自分自身としても腹落ちする機会になった、ということである。

8 外国人登録について

日本人が雇用ビザでインド駐在を開始するにあたっては、入国から2週間以内に外国人登録を済ますことが法律上義務づけられており、違反には罰金が科されるものとされている。

この点、報告者のインド滞在当時は、FRROという機関を訪問して手続する必要があったところ、上記期間内に登録を完了することは決して簡単ではなかった。例えば、FRROを訪問しても、一日中待たされた挙げ句にわずかな誤記を指摘されて「明日再度来訪してやり直せ」と命ぜられたり、あるいは一向に手続が進まず、早く対応してもらうためには(本来必要のない)エージェントを起用してこれを通じて窓口担当者にお金を渡すしかないらしいと思い悩んだりした、との体験談を在留邦人から聞くことがあった。このように、外国人登録は非常にストレスを感じる手続で、これをいかにスムーズに乗り切るかはインド滞在開始者の一大関心事であった。

しかし、2018年の春頃から、主要都市では「E-FRRO」というサイトが整備され、外国人登録についてもオンライン申請が可能になり、窓口に一回も行かずに登録を完了できることになった。

報告者が見聞きする限り、上記のようなストレスを回避できる手続として、これを利用した日本人の評価も上々のようである。

(もっとも、オンライン申請したのに全くレスポンスがなく、待ち切れず役所に行き調べてもらったらサーバーがダウンして処理が止まっていた、という事例も確認されており、「日本の感覚では予想できない事態」というのは引き続き生じ得るようではある。)